

建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正案に関する
パブリックコメントの募集について

平成 29 年 3 月 31 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL : 03-5253-8111 (代表)
(内 線 2 4 7 5 6)

建設業法（昭和24年法律第100号）は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けているところです。同法第7条には許可の基準が定められており、このうち第1号において、許可を受けようとする者が法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるものの1人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち1人が5年以上の経營業務の管理責任者経験等を有することが求められております。また、この経營業務管理責任者経験を有する者と同等以上の能力を有する者について、告示（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号））において定められているところです。

他方、この経營業務管理責任者要件については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、

・5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討することについて結論・措置することとされているところ、所要の改正を行うこととします。つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

・「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件」の改正案

2. 意見募集期限

平成29年4月29日（土）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(2) F A Xの場合

F A X 番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件」の改正案に関する意見と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件」の改正案に関する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)
土地・建設産業局建設業課(内線24756)